

X 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

加工・業務用野菜の需要が野菜の需要全体の過半を占め、国産の加工・業務用野菜の安定供給体制の整備が課題となる中、近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となり、再び輸入が増加する状況になっています。

本事業は、輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、異常気象や連作障害に対処し安定的に供給できるような作柄安定技術等の導入を支援するもので、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領(昭和63年7月25日付け63食流第3576号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(5)による事業として、平成25年度(補正予算)に創設された事業です。

なお、この事業の実施については、加工・業務用野菜生産基盤強化事業実施要領(平成26年2月6日付け25生産第2859号農林水産省生産局長通知。以下「局長通知」といいます。)及び加工・業務用野菜生産基盤強化事業補助実施要領(平成26年2月6日付け25農畜機第4588号。以下「補助実施要領」といいます。)に則して進めています。

1. 事業内容

(1) 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業

加工・業務用野菜の生産基盤の強化に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、一定の助成単価により当該取組面積に応じて機構が補助する事業です。

(2) 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

(1)の加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業(以下「推進事業」といいます。)の効率的かつ円滑な実施を図るために、機構又は都道府県法人が必要な取組を実施するとともに、当該都道府県法人の取組に要する経費について機構が補助する事業です。

2. 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業

(1) 事業実施主体

事業実施主体は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体及び農業者の組織する団体で、原則としてひとつの都道府県の区域を超えてはいけません。

(2) 対象品目

かぼちゃ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう及びレタスの7品目です。個々の品目ごとに事業実施計画を作成する必要があります。

(3) 取組期間

1計画当たり、3年間です。

(4) 助成単価

事業対象面積当たり、1年目7万円/10a、2年目5万円/10a、3年目3万円/10aで、年度毎に交付されます。

(5) 事業対象面積

加工・業務用の契約に基づく栽培面積のうち、生産・流通の構造改革の取組及び作柄安定のための取組を行う面積です。取組期間は3年間ですが、1年目の事業対象面積が上限となります。

(6) 事業の補助要件

ア. 事業参加農家が5戸以上であること

イ. 事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、かつ、エからカまでに掲げる要件を満たすことができる面積として妥当な面積であること

ウ. 事業対象面積は、事業実施主体ごとに、対象品目ごとに10ヘクタール以上であり、取組期間を通じて概ね同規模の面積であること

ただし、機構理事長から事業実施計画の承認を得て事業に取り組む事業実施主体が、当該事業の開始年度の翌年度以降に、当該事業と同一の対象品目について、同一の地域において別の事業実施計画を作成して事業に取り組もうとする場合における事業対象面積は、1ヘクタール以上

- エ. (7)のアの生産・流通の構造改革の取組を、事業の取組期間にわたり継続して実施することが確実であること
- オ. (7)のイの作柄安定のための取組を、事業の取組期間中に計画的に実施することが確実であること
- カ. (8)の対象契約に基づく取引が、(9)の目標年度まで継続的かつ安定的に行われることが確実であり、かつ、目標年度以降も当該取引関係の継続が見込まれること
- キ. (9)の成果目標を定め、かつ、当該目標の実現が見込まれること
- ク. 事業実施主体が、局長通知及び補助実施要領等並びに機構、都道府県法人その他関係機関からの指示等を遵守することを約していること
- ケ. 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないこと

(7) 事業の実施基準

ア. 生産・流通の構造改革の取組

事業実施主体は、以下の取組を事業対象面積全域で毎年すべて実施しなければなりません。また、イの作柄安定のための取組と一体的に実施する必要があります。

- (ア) 加工・業務用ほ場の設定
- (イ) 実需者との一定期間の事前契約の締結
- (ウ) 実需者ニーズに即した生産・出荷
- (エ) 生産コストの低減
- (オ) 流通コストの低減
- (カ) トレーサビリティシステム等の導入

イ. 作柄安定のための取組

以下の取組を事業対象面積全域で3年間計画的に実施しなければなりません。具体的には、1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上の項目を実施することが必要です。また、アの生産・流通の構造改革の取組と一体的に実施する必要があります。

- (ア) 土層改良・排水対策
- (イ) 病虫害防除・連作障害回避対策

- (ウ) 地温安定・保水・風害対策
- (エ) 土壌改良資材施用

(8) 対象契約

ア. 契約の相手方（実需者等）

契約の相手方（実需者等）は、次に該当する者です。

- (ア) 対象品目を原料又は材料として使用することにより、食品の製造又は加工を行う者
- (イ) 対象品目を調理して提供し、又は販売する者
- (ウ) 対象品目を事業実施主体から買い受け、又は委託を受けて(ア)又は(イ)の事業者販売する者（中間事業者になるので注意）

イ. 契約書等

対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書には、契約年月日を明らかにした上で、次に掲げるすべての事項を定める必要があります。

- (ア) 品目名（品種が指定されている場合は品種名も記載）
- (イ) 契約期間（供給期間）
- (ウ) 契約数量又は契約面積
- (エ) (ウ)の契約数量又は契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合は、その理由（輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示す必要があります。）

なお、実需者等がアの(ウ)の場合の対象契約は、事業実施主体、実需者等及び当該実需者等が販売するアの(ア)又は(イ)の事業者の3者により行うものとします。ただし、事業実施主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造し、又は加工したものを実需者等が買い受ける場合は除きます。

また、契約書によるのが難しい場合には、それに準ずるものとして「契約内容確認書」（局長通知別紙様式第1号）に代えることもできます。

(9) 成果目標

次の3つの指標からひとつ選択して、5年後の目標を設定します。

ア. 単収の向上

現状（初めて当該品目を生産する場合は、全国又は都道府県の現状）
に比べ、10%以上向上

イ. 生産コスト又は流通コストの削減

現状（初めて当該品目を生産する場合は、全国又は都道府県の現状）
に比べ、10%以上削減

ウ. 契約取引数量の増加

現状（初めて当該品目について契約取引を行う場合は、1年目）に比
べ、10%以上増加

3. 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

(1) 事業実施主体

推進事業の事業実施主体又は推進事業を実施しようとする団体が所在する都道府県の都道府県法人（当該都道府県法人がその定款等の制約により本事業の事務の実施ができない場合は、機構）です。

(2) 事業内容

ア. 事業実施計画の確認

イ. 交付申請書の確認

ウ. 実績報告等の確認

エ. 事業実施状況報告書及び成果報告書の確認

オ. 都道府県への情報提供

カ. その他必要な取組

(3) 委託

本事業の実施に当たり、必要と認められる場合は、事務の一部を都道府県等に委託することができます。

(4) 事業の対象経費等

ア. 本事業の対象となる経費は、局長通知別記2の第5の1の別表のとおりとし、本事業を実施するために直接必要な備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費が該当します。補助率は定額です。

イ. 補助金の限度額は、各年度につき、1 都道府県法人当たり 100 万円です。ただし、都道府県法人が所在する都道府県内において、過年度に採択された推進事業の事業実施主体がある場合には、当該事業が採択された年度ごとに 100 万円を加算することができます。